

公の施設の指定管理者の指定の件（若者支援施設）

令和4年（2022年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置

名 称	位 置
札幌市若者支援総合センター	札幌市中央区南1条東2丁目
札幌市アカシア若者活動センター	札幌市東区北22条東1丁目
札幌市ポプラ若者活動センター	札幌市白石区東札幌2条6丁目
札幌市豊平若者活動センター	札幌市豊平区豊平8条11丁目
札幌市宮の沢若者活動センター	札幌市西区宮の沢1条1丁目

2 指定管理者

札幌市西区宮の沢1条1丁目1番10号

公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会

理事長 野崎 清史

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（理 由）

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、若者支援施設の指定管理者を指定するため、本案を提出する。